

議案第 4 2 号

大野市文化芸術交流施設設置条例の一部を改正する条例案について

令和元年 1 0 月 2 5 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市文化芸術交流施設観覧料の見直しに伴い、所要の改正を行うため

大野市文化芸術交流施設設置条例の一部を改正する条例

大野市文化芸術交流施設設置条例（平成29年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

（単位：円）

区分	大人	小人
個人	300	無料
団体	150	
身体障害者手帳等所持者	150	
年間	1,000	

備考

- 1 小人は、中学生以下とする。
- 2 団体は、30人以上とする。
- 3 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 4 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の観覧料の額は150円とする。
- 5 身体障害者手帳等所持者の年間観覧料の額は500円とする。
- 6 特別企画展の観覧料は、市長がその都度定める額とする。
- 7 その他市長が特に必要と認めるときは、観覧料をその都度定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。